

厚生労働省職員（化学物質国際動向分析官）の募集について

令和 7 年 5 月 15 日

厚生労働省大臣官房人事課

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を越え、適材適所での登用を図るため、厚生労働省の課長級ポストについて、各府省職員からの公募による登用を行うものとする。

1. 公募する職員

厚生労働省（課長級）1名

- ・厚生労働省安全衛生部化学物質対策課化学物質国際動向分析官

2. 職務内容

別紙のとおり

3. 任期等

任期は原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省に復帰するものとする。

4. 応募資格

各府省の職員（現在、地方公共団体等に出向中の者を含む。）

- ・課長級の職員に加え、室長・企画官級の職員の応募も可能とする。
- ・職種、年齢は問わない。

5. 応募及び選考の手順

- （1）応募者は、所属する各府省の人事担当課を通じて、5月30日（金）正午までに厚生労働省大臣官房人事課あて応募するものとする。
- （2）応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。
- （3）厚生労働省において書類選考及び面接の上、候補者を決定する。

6. お問い合わせ先

厚生労働省大臣官房人事課 平、宮下

電話 03-5253-1111（内線 7073、7078）

化学物質国際動向分析官の職務内容（案）

厚生労働省では、ヒトに対し危険・有害な化学物質を職場で適切に扱うための各種施策の企画、立案などを行っている。

近年は、新たな化学物質管理制度（事業者自ら化学物質の危険性・有害性を調査し、取扱いの頻度、作業方法等から健康障害等のリスクを評価し、その結果に基づいたリスク低減対策を求める自律的管理）を事業者が実施できるよう周知・広報や支援事業を行ったり、石綿による健康障害を防ぐための建築物解体工事での飛散等防止対策にも取り組んでいる。

化学物質管理に係る施策の企画立案に当たっては、化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）、化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）等の国際的な枠組みの動向を踏まえた検討が必要であることから、国際的な化学物質規制の潮流について、高度の専門的な知識・経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、国際的な化学物質規制の潮流を踏まえた労働安全衛生分野の政策の推進のため、化学物質国際動向分析官は、以下の業務に取り組む。

【主な業務】

① 化学物質に係る海外情報の収集に関すること

諸外国の化学物質管理に係る制度、化学物質の有害性評価の動向を把握・分析する。必要に応じて、化学物質の管理及び評価に係る国際会議に出席し、協議に参画する。

② 国際動向を踏まえた国内施策の対応に関すること

化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）、化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）等の国際的な枠組みの動向を踏まえた労働安全衛生分野の政策を企画・立案するとともに、推進する。

③ 化学物質による労働災害の分析、統計等に関すること

化学物質の性状に起因する労働災害について、我が国で発生している労働災害を分析し、統計をとりまとめるとともに、諸外国の労働災害の動向について把握する。

【求められる能力】

- ① 化学物質規制に関する高度の専門的な知識・経験を有すること。労働安全衛生行政全般にも精通していることが望ましい。
- ② 現下の国際的な化学物質規制の潮流について、一定の理解があること。
- ③ 調査・分析、企画・立案、総合調整に関する実務経験を有すること。UN、ILO、WHO、OECD 等の国際機関における勤務経験を有することが望ましい。